

水道のしおり

本巢市役所 上下水道部 上下水道課(糸貫分庁舎)
TEL 058-323-7760(直通)

1 各種届出について

<届出が必要なとき>

- * 新たに水道を使用するとき・使用を再開するとき
- * 水道の使用を休止・廃止するとき
- * 水道の使用者・所有者を変更するとき

<届出書類>

* 上下水道使用異動届

上下水道使用異動届は、上下水道課・市役所各庁舎にあります。(市ホームページにも掲載)
異動日前に上下水道課または市役所各庁舎に提出してください。

◎売買による使用者・所有者変更のときは、売買契約書の写しが必要です。

◎使用者・所有者が法人のときは、押印が必要です。

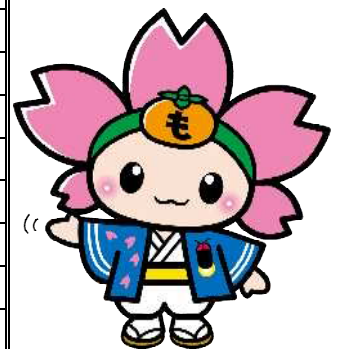
◎来庁者の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)をお持ちください。

2 給水申込・加入金について

新たに水道を使用するときは、給水申込関係書類の提出と加入金が必要です。配水管(水道本管)からの給水取出工事は、市の指定工事業者に依頼してください。

※給水取出工事費は、申込者の負担(自費)です。

水道メーターの 口径	加入金額	
	税抜金額	税込金額
13mm	70,000円	77,000円
20mm	100,000円	110,000円
25mm	100,000円	110,000円
30mm	200,000円	220,000円
40mm	200,000円	220,000円
50mm	450,000円	495,000円
75mm	600,000円	660,000円
100mm	750,000円	825,000円



3 水道料金

(1か月分・消費税別)

種別	基本料金	超過料金
一般用 営業用	10m ³ まで1,250円	1m ³ につき125円
臨時用	通常料金の2割増	

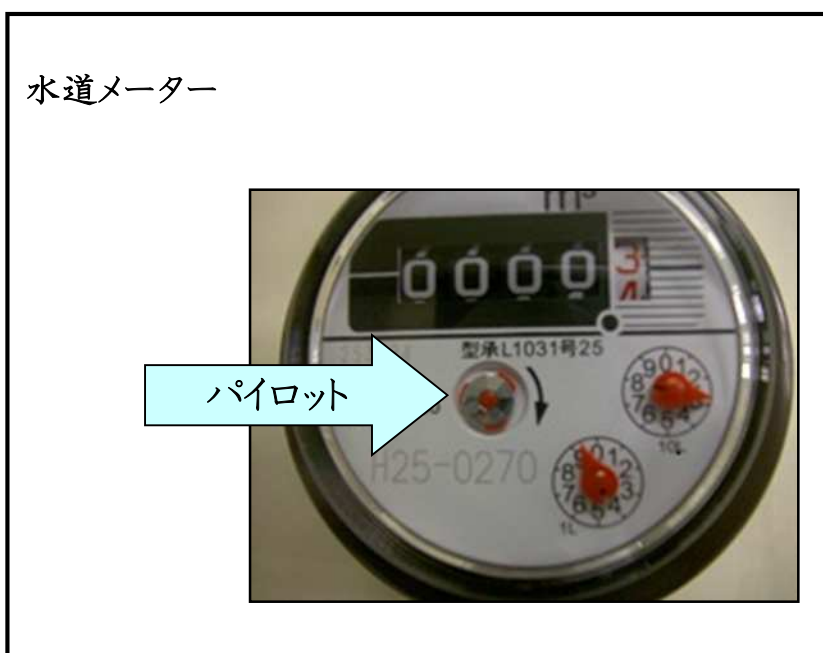
4 水道料金のお支払いについて

水道料金は、納入通知書または口座振替により、2か月分をまとめてお支払いいただきます。納期限・振替日は、奇数月の月末日(3月は25日、その日が土・日・祝日の場合は翌営業日)です。新たに口座振替をご希望の場合は、「口座振替依頼書」を取扱金融機関に提出してください。口座振替依頼書は、上下水道課・市役所各庁舎にあります。

料金を滞納されますと、給水を停止しますのでご注意ください。

5 利用者様へのおねがい

- * 水道メーターは、市が利用者様に貸与しているものですので、適切に管理してください。
- * 偶数月(15日から末日の間)に、検針員が水道メーターの検針を行います。検針の支障となりますので、メーターボックスの上や付近に、車や犬小屋などを置かないでください。
- * 冬期間は、積雪によりメーターボックスが隠れてしまうことがありますので、メーターボックスが確認できるように除雪のご協力をお願いします。
- * 水道の使用水量(料金)がいつもより多い場合は、漏水の可能性がありますので、簡易的な漏水調査を行ってください。敷地内にあるすべての蛇口を閉め、水道メーター内にあるパイロット(下記参照)を確認し、パイロットが回転していれば、水道メーターから蛇口までの間で漏水しています。その場合の水道料金は、利用者様の負担となりますので、至急、市の指定工事業者に修理を依頼してください。漏水箇所により、料金の軽減措置がありますので、詳しくは上下水道課にお問い合わせください。



ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

連絡先 本巢市役所 上下水道部 上下水道課(系貫分庁舎)
電話番号 058-323-7760(直通)